

★令和7年度★ 熊谷市内

保育所(園)・認定こども園(保育利用) ・地域型保育施設入所の御案内



熊谷市福祉部保育課 保育係
〒360-8601
熊谷市宮町二丁目 47 番地 1
電話 048-524-1111(代表)
内線 431、433、570

重要(必ずお読みください)

令和7年度4月入所以降の入所申請に関する変更点について

ハローワークで手続きする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きに関して、令和7年4月から、速やかな職場復帰を目的に適切な保育所等の利用申し込みが行われているかの確認をハローワークが行います。

こうした背景を踏まえ、熊谷市では令和7年度4月入所以降の入所申請について、保留希望に関連する文言や配点項目を削除させていただきますので、御注意くださいますようお願いいたします。

『保育所等入所申請書類の作成及び提出に当たってのお願い』

- ① 保留希望等に関連するお問い合わせは御遠慮ください。
- ② 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きには、保育所等の入所申請書類の写しが必要となりますので、保育課等に提出する前に入所申請書類の控えの作成(コピー)をお願いします。

◎4月入所申請(1次受付)

受付期間	令和6年10月11日(金) ～令和6年10月25日(金)(必着)
------	-------------------------------------

【申請書類は、窓口混雑緩和のため郵送による提出に御協力ください。】

熊谷市内保育所・認定こども園(保育利用)・地域型保育施設一覧

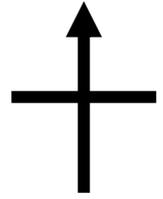
	施設名	所在地	定員	年齢	電話番号	バス 送迎	一時 保育	休日 保育
公立 保育所	1	荒川保育所★1	伊勢町300	60	8週～	048-521-3442		
	2	銀座保育所★1	末広4-4-22	60	8週～	048-522-0613		
	3	籠原保育所	新堀1124	100	8週～	048-532-6949		
	4	石原保育所★1	石原3-121-1	60	8週～	048-523-1082		
	5	玉井保育所★1	玉井2105-1	60	8週～	048-532-0007		
	6	中条保育所	上中条833-1	60	8週～	048-524-7080		
	7	曙町保育所	曙町3-63	60	8週～	048-523-6355		
	8	箱田保育所	中央1-46	90	8週～	048-521-3771		
	9	市田保育所	小泉237	90	8週～	048-536-2135		
	10	吉見保育所	向谷373-1	90	8週～	0493-39-1425		
	11	上須戸保育所	上須戸1495-1	60	8週～	048-588-6184		
	12	江南保育所	千代323-1	90	8週～	048-536-3374		
民間 保育園	13	愛隣保育園	石原2-157	90	8週～	048-522-1952		
	14	みたけ保育園	見晴町405	150	8週～	048-521-2959	○	
	15	なでしこ保育園	柿沼921-9	150	8週～	048-521-5698		
	16	くるみ保育園	平戸1090	90	8週～	048-522-2059		
	17	第二くるみ保育園	今井1136	65	8週～	048-524-8181		○
	18	新里保育園	肥塚808-3	129	8週～	048-524-1178		○
	19	こどもの家保育園	村岡563-1	60	8週～	048-536-5323		
	20	ことぶき乳児保育園	三ヶ尻6338-2	110	8週～	048-532-2916		○
	21	ほしのみや保育園	池上576-1	100	8週～	048-524-9876		○
	22	熊谷太井保育園	太井480	60	8週～	048-524-6868		
	23	スダナ保育園	広瀬619	120	8週～	048-524-6557		
	24	奈良保育園	中奈良1396-1	100	8週～	048-524-9849	○	○
	25	第三なでしこ保育園	円光2-10-10	60	8週～	048-520-6112		○
	26	しらこぼと保育園	玉井1154-3	70	8週～	048-530-3618		○
	27	新里第二保育園・分園	筑波3-202フィア21 4F(本園) 佐谷田615(分園)	100	8週～	048-599-0022		○ ○
	28	ことぶき花ノ木保育園	三ヶ尻1817	70	8週～	048-531-0344		○
	29	田島保育園	田島7-3	90	6か月～	048-588-0682	○	
	30	第二田島保育園	上根432-1	90	6か月～	048-588-3411	○	
	31	道ヶ谷戸愛児園	道ヶ谷戸211	70	6か月～	048-588-1132		
	32	ゆかり保育園	三本1557	60	3か月～	048-536-8597		
	33	籠原のこキッズ保育園	籠原南1-133	90	6か月～	048-531-3901		○
	34	ことぶきイーサイト保育園	新堀713 イーサイト籠原 3F	60	8週～	048-598-7351		○
	35	わらしべの里共同保育所	弁財203	60	8週～	048-588-7970		○
認定 こども園	36	三尻こども園	拾六間419	170※	6か月～	048-532-3990	○	○
	37	荒川こども園	宮本町189	80※	6か月～	048-522-1528	○	
	38	まことこども園	上之1355	108※	6か月～	048-524-1261	○	
	39	立正幼稚園	楊井1748-2	57※	10か月～	048-536-1688	○	
	40	成田こども園	上之2754-1	121※	満2歳～	048-522-4110	○	
	41	籠原さみどり認定こども園	新堀546	99※	6か月～	048-531-3911		○
	42	第二なでしここども園	今井377	191※	8週～	048-525-3761		
地域型 保育施設	43	キッズハウス 籠原保育室	籠原南1-7-5	19	2か月～2歳	048-533-4149		○
	44	なでしこ家庭保育室「わらべ」	柿沼988-1	5	6か月～2歳	048-527-0880		
	45	りゆうさい保育所	佐谷田3772-1	19	2か月～2歳	048-524-3311		○
	46	野鳥の森うさぎ保育園	瀬南146	15	2か月～2歳	048-527-3757		○
	47	あかね保育室	玉井2-32	15	6か月～2歳	048-531-0144		○
	48	もみの木共同保育所	別府4-136	19	8週～2歳	048-533-5077		○
	49	ことぶきつくし保育園	籠原南1-91	12	8週～2歳	048-533-0776		○
	50	さくらキッズ保育園	桜木町2-97 中野屋ビル1F	12	8週～2歳	048-580-7776		○
	51	保育室 黒ひげ先生	久下1236-10	10	8週～2歳	048-521-1184		○
	52	奈良ベビー保育園	中奈良1163-1	12	8週～2歳	048-501-7388		
	53	まこと保育園	上之1502-5	19	6か月～2歳	048-598-7020		○
	54	乳児園きらり	佐谷田645-1	12	8週～2歳	048-580-7004		

※2号及び3号認定定員

★1 荒川保育所、銀座保育所、石原保育所、玉井保育所は、「蚕業試験場跡地ひろば(石原3-27)」において、令和8年度に統合が予定されています。

熊谷市内保育施設地図

北



◇保育所・認定こども園(保育利用)・地域型保育施設の入所基準

小学校就学前のお子様で、保護者等が次の事由により、家庭において必要な子どもの保育ができない場合に利用することができます。

【保育を必要とする事由】

- ① 就労(パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む。ただし、月48時間以上の就労が必要。)
- ② 妊娠、出産(原則、出産予定日のある月とその前後2か月間に限る。)
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動(起業準備を含む。保育を必要とする期間は、認定後およそ90日に限る。)
- ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。)
- ⑧ 虐待やDVのおそれ

◇入所対象となる保育施設の種類

	種類	説明	対象年齢	施設数 (民間)	施設数 (市立)
①	保育所	就労や疾病等保育を必要とする事由に該当する保護者に代わって子どもを保育する施設	0～5歳児 (小学校就学前まで)	23	12
②	認定こども園	保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、保育所同様に利用することと3歳になったら幼稚園として利用することも可能な施設	0～5歳児 (小学校就学前まで)	7	0
③	地域型保育施設	保育所同様に利用し、家庭的保育に近い雰囲気での0～2歳児を保育する施設	0～2歳児 (3歳になった年度末まで)	12	0

※対象年齢は施設ごとに異なります。また、施設数は令和6年度のものであります。

◇令和7年度の年齢別クラス表

クラス	生年月日	
0歳児クラス	令和6年4月2日	以降
1歳児クラス	令和5年4月2日	～ 令和6年4月1日
2歳児クラス	令和4年4月2日	～ 令和5年4月1日
3歳児クラス	令和3年4月2日	～ 令和4年4月1日
4歳児クラス	令和2年4月2日	～ 令和3年4月1日
5歳児クラス	平成31年4月2日	～ 令和2年4月1日

※令和7年4月1日時点の年齢で決まります。年度中に誕生日を迎えても、クラス年齢は変わりません。

《申請書類の提出方法》

方法1 郵送 ※令和6年10月25日(金)(必着)

送付先 〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市福祉部保育課 宛て

※簡易書留等、記録が残る方法で送付することをお勧めします。

電話等による到着確認は行いません。郵便事故の責任は負いかねます。

方法2 保育課・各行政センターでの預かり

【封筒に封入された申請書を受け取ります。書類の確認はその場で行いません。】

提出 窓口	市役所本庁舎4階保育課	郵送する場合と同様に申請書類一式を封入し、職員にお渡しください。 保育課の場合、窓口に設置してある専用ポストへ入れてください。
	大里行政センター市民福祉係	
	妻沼行政センター福祉係	
	江南行政センター市民福祉係	

受付時間：8：30～17：15(土日祝日は除く。)

方法3 市立保育所での預かり

書類の預かりを希望する市立保育所へ事前に電話連絡の上、お越しく下さい。

※書類の確認はその場で行いません。必ず、封入して提出してください。

※民間の保育施設での預かりは行いません。

【市立保育所一覧】

荒川保育所*	伊勢町 300	048-521-3442	曙町保育所	曙町 3-63	048-523-6355
銀座保育所*	末広 4-4-22	048-522-0613	箱田保育所	中央 1-46	048-521-3771
籠原保育所	新堀 1124	048-532-6949	市田保育所	小泉 237	048-536-2135
石原保育所*	石原 3-121-1	048-523-1082	吉見保育所	向谷 373-1	0493-39-1425
玉井保育所*	玉井 2105-1	048-532-0007	上須戸保育所	上須戸 1495-1	048-588-6184
中条保育所	上中条 833-1	048-524-7080	江南保育所	千代 323-1	048-536-3374

受付時間：7：30～17：15(土日祝日は除く。)

申請書を提出する前に、書類の確認を希望される場合は、保育コンシェルジュ相談を御利用ください。コンシェルジュ相談は、予約制です。

右記コードから予約してください。



方法4 保育コンシェルジュ相談の予約をして保育課へ提出

受付期間内の保育コンシェルジュ相談を予約し、予約日時に申請書類一式を市役所本庁舎4階保育課に持参してください。保育コンシェルジュと書類を確認し、その場で申請書類を提出することができます。予約のない場合は、対応できません。

※予約の日付が受付期間内であることを確認してください。4月入所申請は1次申請受付期間を過ぎると、2次になります。御注意ください。

※予約せずに保育課へお越しいただいた場合でも申請書類をお預かりします。その場合、**方法2**になります。書類の確認はその場で行いません。

◇申請に必要な書類

申請書類の配布場所

令和7年度の申請書類は9月から、次の方法で入手できます。

必要書類を入手できる場所	
市役所本庁舎4階保育課 各行政センター福祉担当係	下表のア～スを入れた封筒を配布しています。
市内保育所・認定こども園・地域型保育施設	下表のア～スを入れた封筒を配布しています。 事前に必ず電話をしてください。
熊谷市ホームページよりダウンロード	トップページ>子育て・教育>保育・子どもの施設>保育施設の利用>令和7年度 保育所(園)・認定こども園(保育利用)・地域型保育施設の入所申請書

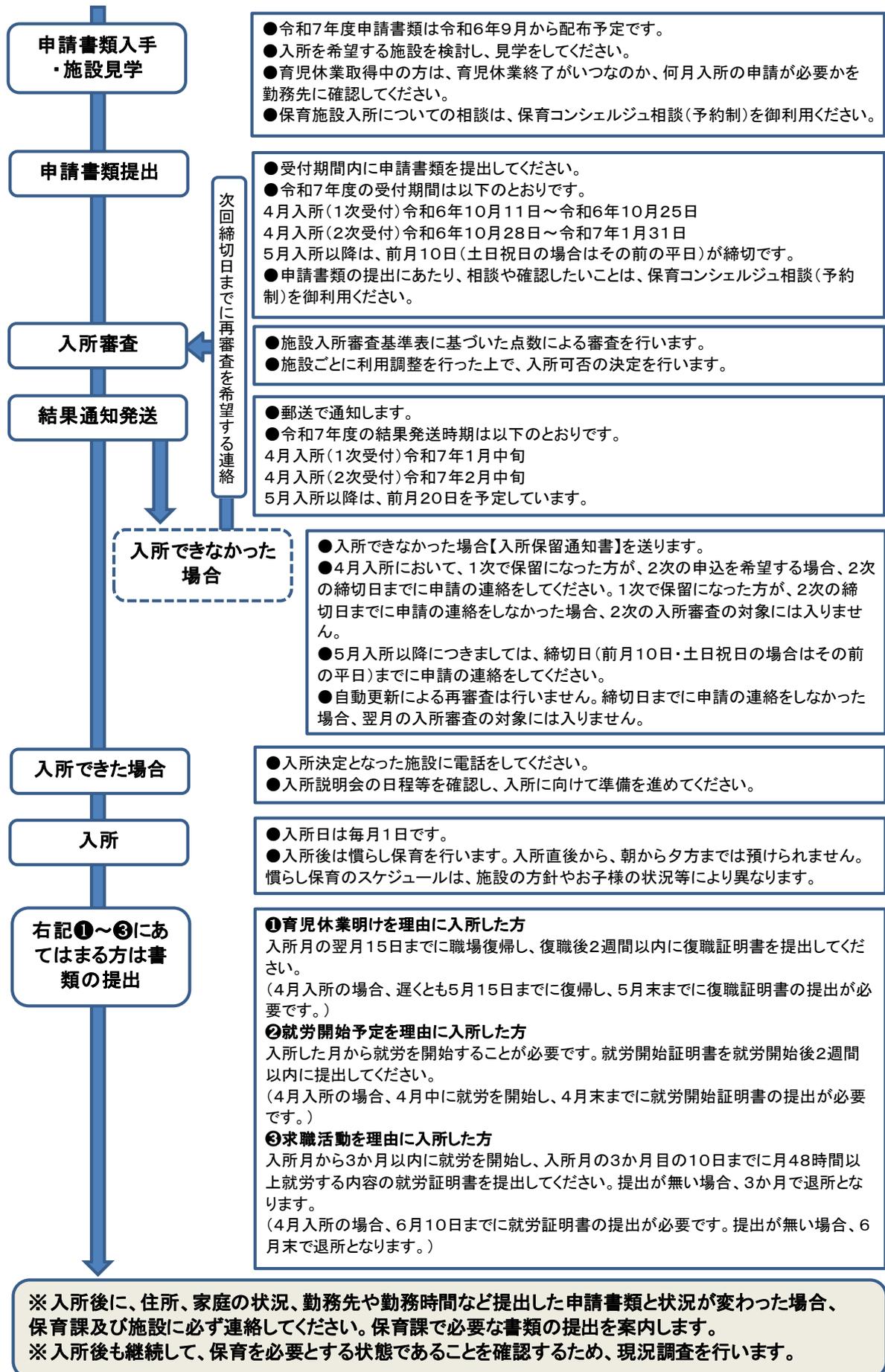
配布書類の内容

封筒の中に、申請児童1名と父母の家庭を想定した以下の書類を入れてあります。家庭の状況により、追加書類が必要な場合がありますので、「シ 申請に必要な書類チェックリスト」を参考に、世帯の状況に応じた提出書類をそろえてください。

ア	令和7年度 熊谷市内保育所(園)・認定こども園(保育利用)・地域型保育施設入所の御案内(この冊子)	1部
イ	教育・保育給付認定申請書(兼入所申込書兼保育児童台帳)	1枚
ウ	施設利用に関する確認票	1枚
エ	こどもの記録	1枚
オ	入所申請時チェックシート	1枚
カ	就労証明書	2枚
キ	就労証明書(記入例)	2枚
ク	就労確約書	1枚
ケ	申立書	1枚
コ	個人番号記入票(裏面 委任状)	1枚
サ	保護者の番号確認及び本人確認書類添付のための台紙	1枚
シ	申請に必要な書類チェックリスト(令和7年度入所希望)	1枚
ス	保育コンシェルジュの御案内	1枚

※申請に必要な書類チェックリスト(令和7年度入所希望)を使用し、提出書類に不備、不足がないか確認をお願いします。

◇申請から入所の流れ



◇令和7年度入所申請受付期間

入所希望月	申請受付開始日	申請締切日	結果発送予定
4月1次	令和6年10月11日(金)	～ 令和6年10月25日(金)	令和7年1月10日(金)
4月2次	令和6年10月28日(月)	～ 令和7年1月31日(金)	令和7年2月14日(金)
5月	令和7年4月1日(火)	～ 令和7年4月10日(木)	令和7年4月21日(月)
6月	令和7年4月21日(月)	～ 令和7年5月9日(金)	令和7年5月20日(火)
7月	令和7年5月20日(火)	～ 令和7年6月10日(火)	令和7年6月20日(金)
8月	令和7年6月20日(金)	～ 令和7年7月10日(木)	令和7年7月18日(金)
9月	令和7年7月18日(金)	～ 令和7年8月8日(金)	令和7年8月21日(木)
10月	令和7年8月21日(木)	～ 令和7年9月10日(水)	令和7年9月19日(金)
11月	令和7年9月19日(金)	～ 令和7年10月10日(金)	令和7年10月21日(火)
12月	令和8年度4月申請と同時 時に申請ができます。	～ 令和7年11月10日(月)	令和7年11月20日(木)
1月		～ 令和7年12月10日(水)	令和7年12月19日(金)
2月		～ 令和8年1月9日(金)	令和8年1月20日(火)
3月		～ 令和8年2月10日(火)	令和8年2月20日(金)

※申請締切日を確認し、期限に間に合うように申請書類を提出してください。入所保留となり、翌月以降も入所を希望する場合は、必ず申請締切日までに保育課に御連絡ください。

《申請にあたってよくある質問》

Q 1 : 令和6年度の申請書類を提出し、入所が保留になっています。令和7年度の申請は必要ですか。

A 1 : 年度が異なりますので、令和7年度の申請は必要です。また、転園を希望する場合も新たに申請書類の提出は必要です。

Q 2 : 申請受付期間に書類を提出しましたが、不足書類がありました。締切日は過ぎてしまいましたが、用意できたので提出したいです。まだ間に合いますか。

A 2 : 原則、締切日以降の書類提出や希望施設の追加変更については、次回の入所審査において反映します。

ただし、4月1次のみ、申請受付期間内に書類提出した方の不足書類(就労証明書等)を提出する期間及び希望施設の変更期間を設けています。期間は10月28日(月)～11月7日(木)です。施設の追加変更等は保育課に連絡してください。

なお、この期間に新たに申請書を提出する場合、4月1次の期間は終了しているため、4月2次になります。

Q 3 : 4月1次と2次の違いはありますか。

A 3 : 2次の入所審査は、1次の入所審査決定後に行います。そのため、入所決定者は1次に比べて少なくなります。4月からの入所を考えている方は、なるべく1次の申請受付期間内に申請書類を提出してください。1次で保留となり、2次を申込み場合、保育課への電話連絡が必要です。なお、1次から申請内容(家庭状況や就労状況等)に変更がない場合、1次と2次で同じ施設を希望することはできません(1次で希望した施設とは別の施設のみ希望できます。)

※ 4月入所の申請締切日は1次が10月25日(金)、2次は1月31日(金)です。
3月10日ではありませんので御注意ください。

Q 4 : 育児休業で、復帰せず退職または転職を予定の場合、育休復帰を理由に入所申し込みはできますか

A 4 : できません。育休復帰を理由に入所した場合、入所月の翌月15日までに育児休業を取得した同一の職場に復帰する必要があります。
同一の職場に復帰せず退職または転職した場合は、入所月の翌月末日で退所となります。
退職または転職を予定の場合は、現在の職場での「就労(育休復帰)」という理由以外でお申し込みください。

Q 5 : 育休復帰を理由に入所した場合、いつまでに復帰すればいいですか？また、復帰せず退職した場合はどうなりますか？

A 5 : 入所月の翌月15日までに育児休業を取得した同一の職場に復帰し、復職後2週間以内に復職証明書を提出してください。
入所月の翌月15日までに復帰しない場合や、職場復帰せず退職または転職した場合は、入所月の翌月末日で退所となります。

Q 6 : 現在妊娠している子どもについて、出産前に申請できますか。

A 6 : 4月入所に限り、出生前のお子様の申請をすることが可能です。施設により受入可能年齢は異なります(生後8週から受入可能な施設の場合、令和7年2月3日までに出生したお子様が対象です。)。令和7年4月1日時点で、施設の受入可能年齢に達していない場合、4月入所はできません。
申請書類の氏名については、空欄で提出することになりますが、出生届を提出後、まず、保育課に連絡してください。氏名や生年月日等申請書類の未記入部分を記入してください。また、お子様のマイナンバーが分かり次第、個人番号記入票の空欄を記入してください。

Q 7 : 令和6年12月入所と令和7年4月の両方の申請を考えています。申請書類はいつ出せばよいですか。

A 7 : 令和6年12月から令和7年3月までの入所申請は、4月の入所申請と同時にすることができますので、なるべく同時に行ってください（例えば、育児休業の復帰時期が12月から3月の方など）。その際、申請書類は令和6年度、令和7年度の2組必要です。年度ごとに申請書類が異なりますので、御注意ください。なお、同時に提出する場合、就労証明書等保育を必要とする証明書類は、令和6年度申請用はコピーでも可能です（令和7年度申請用には原本が必要となります）。

Q 8 : 入所を希望する施設の見学は必要ですか。

A 8 : 必要です。保育施設は、施設ごとに開所時間、保育方針、雰囲気、諸経費等さまざまな違いがあります。見学にあたっては、まず施設に連絡してください。申請前にお子様を連れて見学し、お子様や御家庭の状況や方針に合う施設を希望してください。連絡をせずにホームページを見ただけ、施設を外から見ただけでは、見学したことになりません。施設の職員から直接説明を受けてください。

※入所を希望する施設は、必ず全て見学をしてください。

Q 9 : 就労証明書はどこで作成するのですか。

A 9 : 勤務先に作成を依頼してください。本社又は支社や店舗で作成するかについては勤務先の判断となります。自営業の方は御自分で就労証明書を作成してください。押印は不要です。なお、証明内容について、保育課職員が確認の電話をすることがありますので、御了承ください。

※就労証明書の就労実績の欄が未記入である場合が多く見受けられます。新規採用等で就労実績がない場合、今後の就労見込みを記入してもらってください。

Q 10 : 申請書類提出後に状況が変わった場合はどうしたらいいですか。

A 10 : すぐに、保育課に御連絡ください。就労証明書を含め、提出書類の内容は入所時も継続しているものとして審査します。事実が異なる場合又は変更（次子の妊娠が判明した、入所月までに退職することになった等）が生じたにも関わらず申出が無い場合、入所決定又は内定を取り消すことがあります。

Q 11 : 兄弟が保育所、認定こども園、地域型保育施設又は幼稚園（以下「保育所等」という。）に通っていますが、保護者氏名欄に記入する保護者は、兄弟の保護者と同一にするべきですか

A 11 : お見込みのとおり、保育所等に通っている兄弟については、同一の保護者（※）を保護者氏名欄に記入してください。（※保育所等に通っている兄弟の保護者は保育課から届く通知の宛名に記載されている方になります。）

◇保育施設の広域入所について

1 市外在住の方が、熊谷市内保育施設の入所を希望する場合

原則、申請時点で住民登録のある市区町村にて保育施設の申請を受付します。
住民登録のある市区町村で受付後、熊谷市に申請書類等が送付されます。
締切日は熊谷市と住民登録のある市区町村の両方を確認してください。

※熊谷市へ転入する予定の場合

申請書類は可能な限り熊谷市の様式で(転入誓約書と住宅の契約書等転入することが分かる書類を添付して)提出してください。市外の様式で提出した場合、熊谷市に転入後、就労証明書含め改めて熊谷市の申請書類一式を提出していただく必要があります。
市区町村によっては、転出予定の方の受付を行わない場合があります。その場合、熊谷市保育課にお問合せください。

2 熊谷市内在住の方が、市外保育施設の入所を希望する場合

熊谷市で申請書類を受付後、保育施設がある市区町村に書類を送付します。
締切日や申請条件、熊谷市の申請書類一式の他に必要な書類について、保育施設がある市区町村に確認してください。

※熊谷市を転出する予定の場合

転出予定先で申請書類を直接受ける場合があります。



保育施設の申請は、書類も多いし難しいことも多いにゃ。
分からないことがあれば保育課にお問合せしてにゃ。
入所の相談や書類の書き方、提出など、保育コンシェルジュ相談を利用してほしいにゃ。相談は予約制だにゃ。

熊谷市マスコットキャラクター

こやぎね

お問合せ先

熊谷市福祉部保育課 保育係

〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1

電話 048-524-1111(代表) 内線 431, 433, 570